電気供給約款(東京電力エリア)の一部改定(平成28年10月1日実施)

第1条(適用)

この電気供給約款(以下、「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約(以下、「電気需給契約」といいます。)を締結されたお客様において、第3条に定義される送配電会社の供給区域内の需要場所に対して、当社が送配電会社と締結した接続供給契約(以下、「接続供給契約」といいます。)に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。

改定後

本約款は、平成28年10月1日より実施いたします。

第7条(契約種別)

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分			契	約	種	別	
							<u>A</u>
電灯需要	従	量	電	灯			В
							С
動力需要		低	圧	電	力	(動力)	

第8条(標準プランー従量電灯Aおよび従量電灯B)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電流が<u>5アンペア以上</u>であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② (変更なし)
- (2) (変更なし)

第1条(適用)

この電気供給約款(以下、「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約(以下、「電気需給契約」といいます。)を締結されたお客様において、第3条に定義される送配電会社の供給区域内の需要場所に対して、当社が送配電会社と締結した接続供給契約(以下、「接続供給契約」といいます。)に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。

改定前

本約款は、平成28年4月1日より実施いたします。

第7条(契約種別)

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分			契	約	種	別	
電灯需要	従	量	電	灯			В
							С
動力需要		低	圧	電	力	(動力)	

第8条(標準プラン-従量電灯B)

(1) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ① 契約電流が<u>30アンペア</u>以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ② (変更なし)
- (2) (変更なし)

(3) 契約電流

- ② (変更なし)

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算 定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電 促進賦課金の合計といたします。

基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、 まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたし ます。

契約電流	基本料金(税込)
<u>5アンペア</u>	140円40銭
10アンペア	280円80銭
15アンペア	421円20銭
20アンペア	561円60銭
30アンペア	817円13銭
40アンペア	1,067円04銭
50アンペア	1,333円80銭
60アンペア	1,583円71銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

(3) 契約電流

① 契約電流は、30アンペア、40アンペア、50アンペア又は60アンペアのいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

② (変更なし)

(4) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算 定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電 促進賦課金の合計といたします。

① 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、 まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたし ます。

契約電流	基本料金(税込)
30アンペア	817円13銭
40アンペア	1,067円04銭
50アンペア	1,333円80銭
60アンペア	1,583円71銭

② 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分(契約電流5アンペア、 10アンペア、15アンペア、	<u>電力量</u> 料金単価
<u>20アンペア)</u>	<u>/打亚丰画</u> <u>(税込)</u>
<u>最初の120キロワット時までの</u> <u>1キロワット時につき</u>	19円52銭
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	26円00銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	30円02銭

従量区分(契約電流30アンペア)	電力量 料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円85銭
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円13銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	29円03銭

従量区分(契約電流30アンペア)	電力量 料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円85銭
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円13銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	29円03銭

従量区分(契約電流40アンペア)	電力量 料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円46銭
120キロワット時をこえ	
300キロワット時までの 1キロワット時につき	24円61銭
300キロワット時をこえる	28円43銭
1キロワット時につき	

従量区分(契約電流50アンペア)	電力量料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	18円46銭
120キロワット時をこえ	
300キロワット時までの 1キロワット時につき	24円61銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	28円43銭

従量区分(契約電流40アンペア)	電力量 料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの	18円46銭
1キロワット時につき	10 140處
120キロワット時をこえ	
300キロワット時までの	24円61銭
1キロワット時につき	
300キロワット時をこえる	28円43銭
1キロワット時につき	20円43数

	電力量
従量区分(契約電流50アンペア)	料金単価
	(税込)
最初の120キロワット時までの	18円46銭
1キロワット時につき	10月40銭
120キロワット時をこえ	
300キロワット時までの	24円61銭
1キロワット時につき	
300キロワット時をこえる	28円43銭
1キロワット時につき	20円43銭

従量区分(契約電流60アンペア)	電力量 料金単価 (税込)	従量区分(契約電流60アンペア)	電力量 料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの	18円26銭	最初の120キロワット時までの	18円26銭
1キロワット時につき	10 1200	1キロワット時につき	1011209
120キロワット時をこえ		120キロワット時をこえ	
300キロワット時までの	24円36銭	300キロワット時までの	24円36銭
1キロワット時につき		1キロワット時につき	
300キロワット時をこえる	9.9円1.9件	300キロワット時をこえる	9.0□1.9件
1 キロワット時につき	28円13銭	1 キロワット時につき	28円13銭

電気供給約款(中部電力エリア)の一部改定(平成28年10月1日実施)

改定後

この電気供給約款(以下、「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約(以下、「電気需給契約」といいます。)を締結されたお客様において、第3条に定義される送配電会社の供給区域内の需要場所に対して、当社が送配電会社と締結した接続供給契約(以下、「接続供給契約」といいます。)に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。

本約款は、平成28年10月1日より実施いたします。

第7条(契約種別)

第1条(適用)

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分			契	約	種	別	
							<u>A</u>
電灯需要	従	量	電	灯			В
							С
動力需要		低	圧	電	力	(動力)	

第8条(標準プランー従量電灯Aおよび従量電灯B)

(5) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ③ 契約電流が<u>5アンペア以上</u>であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ④ (変更なし)
- (6) (変更なし)

第1条(適用)

この電気供給約款(以下、「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約(以下、「電気需給契約」といいます。)を締結されたお客様において、第3条に定義される送配電会社の供給区域内の需要場所に対して、当社が送配電会社と締結した接続供給契約(以下、「接続供給契約」といいます。)に基づき電気を供給するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。以下、電気需給契約と本約款とを併せて「本契約」といいます。

改定前

本約款は、平成28年4月1日より実施いたします。

第7条(契約種別)

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分			契	約	種	別	
電灯需要	従	量	電	灯			В
							С
動力需要		低	圧	電	力	(動力)	

第8条(標準プラン-従量電灯B)

(5) 適用条件

電灯又は小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- ③ 契約電流が<u>40アンペア</u>以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- ④ (変更なし)
- (6) (変更なし)

(7) 契約電流

- ④ (変更なし)

(8) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算 定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電 促進賦課金の合計といたします。

③ 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、 まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたし ます。

契約電流	基本料金 (税込)
<u>5アンペア</u>	140円40銭
10アンペア	280円80銭
15アンペア	421円20銭
20アンペア	561円60銭
30アンペア	842円40銭
40アンペア	1,123円20銭
50アンペア	1,404円00銭
60アンペア	1,684円80銭

④ 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

(7) 契約電流

③ 契約電流は、40アンペア、50アンペア又は60アンペア のいずれかとし、お客様の申出によって定めます。

④ (変更なし)

(8) 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金、第11条(1)によって算 定された燃料費調整額及び附則第1条(再生可能エネルギー発電 促進賦課金)(1)によって算定された再生可能エネルギー発電 促進賦課金の合計といたします。

③ 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりといたします。ただし、 まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたし ます。

契約電流	基本料金(税込)
40アンペア	1,123円20銭
50アンペア	1,404円00銭
60アンペア	1,684円80銭

④ 電力量料金

電力量料金は、その1か月の使用電力量に基づき、次の電力量料金単価を乗じて算定いたします。

従量区分(契約電流5アンペア、	電力量
10アンペア、15アンペア、	料金単価
<u>20アンペア)</u>	_(税込)_
最初の120キロワット時までの	20円68銭
1キロワット時につき	20月00銭
120キロワット時をこえ	
300キロワット時までの	25円08銭
1キロワット時につき	
300キロワット時をこえる	9.7円0.7餘
1キロワット時につき	27円97銭

従量区分 <u>(30アンペア、40アン</u> ペア、50アンペア、60アンペア)	電力量 料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	20円68銭
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円08銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	25円45銭

従量区分	電力量 料金単価 (税込)
最初の120キロワット時までの 1キロワット時につき	20円68銭
120キロワット時をこえ 300キロワット時までの 1キロワット時につき	25円08銭
300キロワット時をこえる 1キロワット時につき	25円45銭